○財務省告示第五十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年二月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	一億円	九十九円八十銭
〃	第十回	十一億円	九十九円二十九銭
〃	〃	五億円	九十九円三十七銭
〃	〃	六億円	九十九円四十三銭
〃	第十四回	十億円	九十八円九十九銭
〃	第十五回	二十億円	九十八円八十四銭
〃	第十六回	二十億円	九十八円六十銭
〃	〃	十億円	九十八円六十四銭
〃	〃	二十億円	九十八円六十九銭
〃	第十七回	三億円	九十八円十九銭
〃	第十三回	十三億円	百円十四銭
〃	〃	五億円	百円三十銭
〃	〃	五億円	百円三十五銭
〃	第十四回	二十億円	百円九十四銭
〃	第十五回	百億円	百円六十二銭
〃	〃	二十億円	百円六十五銭
〃	〃	二十億円	百円六十九銭
〃	〃	十五億円	百円七十銭
〃	〃	五億円	百円七十五銭
〃	第十七回	十億円	百円七十五銭
合計	第四十八回	十四億円	百三円五十四銭
合計		八百二十四億円	

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
〃	第十八回	六億円	九十八円四十九銭
〃	〃	十五億円	九十八円五十五銭
〃	第十九回	三十二億円	九十九円十銭
〃	第二十回	十億円	九十九円六十五銭
〃	第二十二回	四十億円	百円九十八銭
〃	第二十五回	六億円	九十九円六十五銭
〃	〃	二十五億円	九十九円八十五銭
〃	第二十七回	三十億円	九十八円六十五銭
〃	第二十八回	四十億円	九十七円三十五銭
〃	〃	十七億円	九十七円三十九銭
〃	〃	十六億円	九十七円四十銭
〃	〃	十億円	九十七円四十五銭
〃	第二十九回	四億円	九十七円三十銭
〃	第三十回	五億円	九十七円二十五銭
〃	第三十三回	二十四億円	九十六円七十三銭
〃	〃	十六億円	九十六円七十九銭
〃	〃	七十五億円	九十六円八十九銭
〃	第三十四回	六億円	九十六円三十九銭
〃	第三十七回	二十億円	九十八円四十九銭
〃	〃	十億円	九十八円五十銭
〃	第三十八回	十四億円	九十九円四十九銭
〃	〃	百億円	九十九円五十七銭
〃	第四十二回	十億円	百円五十銭
〃	〃	五十億円	九十九円五十八銭
〃	第四十六回	三十五億円	百一円四十五銭
〃	〃	十億円	百円五十五銭
合計	第四十七回	五十億円	百円九十五銭
合計		七百九十三億円	